

平成29年度 第9回

社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団理事会
議事録

社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団

社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団
平成29年度第9回理事会議事録

1. 日 時 平成30年3月22日(木) 午前10時～午前11時
2. 場 所 伊丹市広畑3丁目1番地 いたみいきいきプラザ 3階 人材養成・研修室
3. 出席者
- | | | | |
|-------|-------|------|-------|
| 理事総数 | 6名 | | |
| 理事出席者 | 6名 | | |
| 理事長 | 奥田 利男 | 常務理事 | 林 秀和 |
| 理事 | 坂本 孝二 | 理事 | 武田 好二 |
| 理事 | 池内 玲子 | 理事 | 川上 房男 |
-
- | | | | |
|-------|-------|----|-------|
| 監事総数 | 2名 | | |
| 監事出席者 | 2名 | | |
| 監事 | 細川 健二 | 監事 | 西尾 幸道 |

開会にあたり、理事会運営規則第9条の規定により理事長が議長に選任され、定款第32条第1項に定める定足数を満たしていることを確認するとともに、定款第33条第2項の規定により議事録署名人の理事長及び監事2名の出席を確認して議事に入った。

議事録署名人 細川 健二
議事録署名人 西尾 幸道

4. 議 案 議案第47号「平成30年度社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団社会福祉事業区分及び公益事業区分予算」
議案第48号「社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団評議員会日時、場所、議題等の決定について」
5. 議 長 奥田 利男
6. 議事録作成者 賤間 法生

7. 議 事
(1) 開 会

○事務局 みなさん、こんにちは。

本日は、お忙しい中、ご出席いただきまして有難うございます。定刻より少し早いですが、ただいまより平成29年度第9回社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団理事会を開催いたします。

それでは開会にあたりまして、当法人 奥田理事長よりご挨拶を申し上げます。

(2) 理事長挨拶

○理事長 [挨拶]

○事務局 ありがとうございます。

(3) 議長選出

○事務局 次に、議長選出に入らせていただきます。

議事を進めていただくにあたり、理事会運営規則第9条の規定により、議長は「その都度選任する」となっておりますが、どのようにさせていただきますでしょうか。

[事務局一任]

それでは、奥田理事長を議長に推薦させていただきたいと思いますがよろしいでしょうか。

[異議なし]

ご異議がないようでございますので、奥田理事長に議長をお願いしたいと思います。

(4) 出席状況

○議長 それでは、ただいまから議事に入らせていただきます。

はじめに、理事の出欠席について報告いたします。

本日の出席理事は6名でございますので、定款第32条第1項に定める定足数を充たしておりますので本理事会は成立いたします。

(5) 議事録署名人の選任

○議長 次に、議事録の署名についてですが、定款第33条第2項の規定では、「出席した理事長及び監事が記名押印する」と定められておりますので、私と、細川監事、西尾監事をお願いします。

(6) 議事

○議長 それではこれより議事に入らせていただきます。

本日の議事は、議案が2件でございます。

はじめに、議案第47号「平成30年度社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団社会

福祉事業区分及び公益事業区分予算」を議題といたします。

それでは、事務局説明を願います。

○事務局 それでは、議案第47号「平成30年度社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団社会福祉事業区分及び公益事業区分予算」につきまして、ご説明をさせていただきます。議案書の1ページになりますが、収入支出予算の区分及び当該区分ごとの金額並びに収入支出予算の金額につきましては、厚い方の別冊、「平成30年度予算書」となりますが、ご説明につきましては、主に薄い方の別冊「平成30年度予算概要」と本日机置きをさせていただきました「平成30年度資金収支予算総括表」をもとにご説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

まず、平成30年度予算概要をご覧いただきたいと思います。

1ページが、基本方針でございます。

2025年に向けた高齢化の進展やそれに係る社会保障費の増大、介護離職ゼロに向けた取り組みや介護人材の確保など、今後の社会福祉法人を取り巻く環境は依然厳しい状況が続くことが予測され、柔軟性とスピード感を持って対応していく一方で、社会福祉法人としての役割を適切に果たして行くことが併せて求められています。

このような中、平成30年度は「地域共生社会の実現」、「自己実現型介護の実践」、「人材の開発」をテーマとして、新たに設置した法人事務局、法人経営本部、法人事業本部の組織機能を最大限に発揮し、事業の実施や人材の育成などに取り組むとともに、平成29年4月1日から全面施行された改正社会福祉法等の趣旨に沿って、経営組織のガバナンスの強化、事業運営の透明性の向上、財務規律の強化、地域における公益的な取り組みなどの、より具体的な実践に取り組めます。

さらに、改定となる介護報酬、障害福祉サービス等報酬への対応をはじめ、事業においては、「地域共生社会の実現」に向けて、地域包括支援センターにおけるサービス提供体制の強化や地域における介護予防活動を支援する事業の開始、デイサービスにおける基準緩和通所型サービスの開始、居宅介護支援事業における新規事業所の設置、新たに制度化される「生活援助従事者研修」等の各種研修事業の実施、地域に向けた有益な情報提供のための事業団ホームページのリニューアルなどに取り組みます。

次に、「自己実現型介護の実践」に向けては、ケアハイツいたみにおけるICTの導入、施設における介護ロボット等活用の推進、訪問看護ステーションの機能強化、ケアハイツいたみを中心としてデイサービスや老人ホームを含めた介護予防や機能訓練サービスの体制強化などに取り組みます。

また、障害福祉サービス事業における就労支援機能の拡充や生活困窮者支援等の地域における公益的な取り組み、老人ホームやデイサービスの施設整備に合わせた新たなサービスの検討と開発を進めます。

「人材の開発」については、新たな人事給与制度のもと、職員各自が求められる役割や職務を主体的に担っていくことや、より高い専門性を発揮していくことを目指した人材育成制度の整備を進めるとともに、多様な働き方が可能となる雇用や採用、キャリアパスの運用などに取り組む一方で、処遇改善加算等の活用により処遇の改善を図り、職員一人ひとりがやりがいをもって働き続けることのできる環境整備を進めます。

平成30年度は、伊丹市が策定する伊丹市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第7期）、伊丹市障害福祉計画（第5期）の初年度にあたり、事業団では、これら計画の趣旨に沿って、積極的な事業の実施に取り組むことはもとより、質の高い専門的なサービスの提供による自己実現型介護を実践していくことができる人材の開発に取り組みつつ、法人事務局における事務の効率化や、法人経営本部における総合的な経営管理、法人事業本部における包括的なサービス提供体制のもと、伊丹市における地域包括ケアシステムの深化・推進や、地域共生社会の実現に寄与していくことのできる法人経営を実践してまいります。

次に、2ページをご覧ください。施設一覧となっております。
施設につきましては、これまでと変更はございません。

次に、3ページをご覧ください。組織図となっております。
組織図につきましては、本年度、本理事会で議決をいただき1月1日施行となりました、新しい「社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団 組織規則」に基づき、法人事務局のもとに総務課、法人経営本部、法人事業本部とのもとに各事業所を位置づけております。

次に4ページをご覧ください。職員構成となっております。
職員構成につきましては、平成30年4月1日現在の予定人数を、先ほどの組織図の順にしたがいまして、それぞれの正規職員・契約社員・合計の順に記載しております。
なお、この表の最下段に合計を記載しており、正規職員は伊丹市派遣職員2名、事業団職員179名、契約社員は月額契約社員24名、日額等社員が213名、計418名としております。

このあと、事業概要、予算につきましては、それぞれ担当よりご説明申し上げます。

それでは、5ページからの事業概要の説明に移らせていただきます。
ここからの説明につきましては、各事業で特に平成30年度に重点的に取り組む内容について、その概要を説明させていただき、各事業実施予定における見込み数値等の説明は省略させていただきますこと、あらかじめ、ご了解くださいますよう

よろしくお願ひいたします。

まず、5 ページ上段の(1)の法人経営本部でございます。法人経営本部では、中長期経営計画に沿って、事業団の全体の財務管理、事業管理、人員管理、組織管理など、客観的に経営を管理する仕組みの確立と実践に取り組み、また、自己実現型介護の実践に向けたガイドラインの整備、地域共生社会の実現に向けた地域における公益的な取り組みや、老人ホームやデイサービスの施設整備に合わせた新たな事業の検討や開発等を進めますとともに、新たな人事給与制度における目標援助や人材育成制度、キャリアパスの整備や運用を進めてまいります。

次に、(2)の法人事業本部でございます。法人事業本部では、共通の管理ツールなどを活用したタイムリーな事業の進捗管理を行うなど、着実な事業の推進に取り組みますとともに、介護保険事業、介護予防事業、障害福祉サービス事業、その他自主事業や、地域での公益的な取り組み等について事業間の積極的な連携や協働による包括的なサービス提供体制の構築と実践に取り組んでまいります。

次に、(3)の法人事務局でございます。法人事務局では、法人経営本部や法人事業本部が円滑な経営管理、事業管理、事業運営を実践していくことができるよう、法人全体の業務執行体制の効率化に取り組んでまいります。また、多様な働き方が可能となる雇用や採用、大規模災害等発生時においても事業を継続し、地域の受け皿となっていくことができるよう、事業継続計画の策定や体制整備、6 ページに移りまして、ページ上段の「ウ」のPR活動では、情報発信の一つであるホームページのリニューアル、6 ページ中段の「オ」の地域の介護人材等育成事業では、平成30年度は、従来から実施している「介護職員初任者研修」、昨年度開始の「基準緩和型サービス従事者研修」に加え、平成30年度から新たに始まる訪問介護事業での生活支援ヘルパーを養成する「生活援助従事者研修」を実施いたします。事業実施予定につきましては、6 ページ記載の各表のとおりでございます。

次に、6 ページ最下段の(4)の地域包括支援センターでございます。7 ページに移らせていただきまして、地域包括支援センターでは、引き続き、地域の総合相談窓口としての事業運営に取り組みますとともに、平成30年度は特に、伊丹市に新たに設置される認知症初期集中支援チームの業務を一部担うことに伴う体制の整備を図り、より積極的な事業運営に取り組みます。8 ページに移らせていただきまして、8 ページ中段の「オ」の高齢者在宅支援事業でございますが、地域包括支援センター内に相談窓口を置き実施しておりますので、高齢者在宅支援事業では、生活困窮者支援などの地域における公益的な取り組みの検討や開発も視野に入れた事業運営に取り組みますとともに、次に9 ページに移らせていただきまして、ページ上段、「いきいき百歳体操継続支援事業」を、平成30年度から、平成29年度に終了となる地域介護予防活動支援事業「遊友クラブ」に替わりまして、事業団が運営する4地域包括支援センターが担当する市内8小学校区において、地域における自主的な介護予防等の活動の継続を支援する事業として新たに実施いたします。事業実施予定につきましては、7 ページから8 ページ記載の各表のとおりでございます。

す。

次に、9ページの中段(5)の居宅介護支援事業所でございます。居宅介護支援事業所では、平成30年度も引き続き、関係機関等や地域との連携を進め、介護予防・日常生活支援総合事業をはじめとする、伊丹市の地域包括ケアシステムの深化・推進に寄与できる事業運営に取り組みながら、研修会の開催や主任ケアマネジャーの資格取得を積極的に進めるなど、専門性の向上に取り組みながら、ケアマネジメントの機能強化を図ってまいります。事業実施予定につきましては、9ページ記載の各表のとおりでございます。

次に、10ページに移らせていただき、(6)のデイサービスセンターでございます。デイサービスセンターでは、平成30年度は特に、ケアハイツいたみのセラピストとの連携、協働のもと、機能訓練や介護予防機能の充実、強化に取り組みながら、地域包括ケアシステムの深化・推進の中で、これからのデイサービスに求められる機能の強化や新たな機能の開発等を含めた事業運営に取り組みでまいります。また、介護予防機能の強化として、平成30年4月から基準緩和通所型サービスを開始し、介護予防に資するサービスの提供に取り組みでまいります。事業実施予定につきましては、10ページ記載の表のとおりでございます。

次に11ページに移らせていただき、(7)の訪問介護事業所でございます。訪問介護事業所では、平成29年4月より開始された「基準緩和型サービス従事者研修」修了者や、平成30年度より新たに実施される「生活援助従事者研修」修了者を積極的に活用しながら、介護福祉士等の有資格者を身体介護が必要な高齢者や障がい者への対応に段階的に移行するなど、専門性の強化と、自立支援や重度化防止に資する訪問介護事業の運営に取り組みますとともに、サービス提供責任者の役割や職務を整備し、地域包括ケアシステムの深化・推進において訪問介護が効果的にその役割を担っていくことができるよう、関係機関や他事業所、医療機関、地域、ご家族等との連携や相談、調整についての機能の強化に取り組みでまいります。事業実施予定につきましては、11ページから13ページ記載の各表のとおりでございます。

次に、14ページに移らせていただき、(8)の訪問看護ステーションでございます。訪問看護ステーションでは、特に、訪問看護、訪問リハビリにおいて、昨年度より導入したタブレット端末システムによるICTを活用した業務の効率化や、バイタルリンクの導入による医師との連携の迅速化などに取り組みながら、ケアマネジメント機能の付加による機能強化型化を図っていくなど、地域包括ケアシステムの深化・推進に向けてサービス機能の強化を進めます。また、療養通所介護では、併設する訪問看護・訪問リハビリ・訪問入浴や、家族、医師、ケアマネジャーとの連携を充実し、安心して利用できるサービス提供を行うとともに、事業拡充の検討を進めてまいります。事業実施予定につきましては、14ページ記載の各表のとおりでございます。

次に、15ページ、(9)の東有岡ワークハウスでございます。伊丹東有岡ワークハウス、サポートテラス昆陽東では、昨年度までに送り出した一般就労者の就労定

着支援や、今後の継続的な一般就労者の輩出に向けた支援を行いますとともに、精神障がい者の地域移行の推進や工賃・賃金の向上、一般就労への移行促進など、障害福祉サービス事業の今後の方向性に沿った事業の拡充や新たなサービス開発の検討等を含めた事業運営に取り組んでまいります。また、引き続き、いたみ障がい者共同受注ネットワークの運営に取り組み、より付加価値の高い作業の獲得を目指してまいります。事業実施予定につきましては、15ページから16ページ記載の各表のとおりでございます。

次に、16ページに移らせていただき、中段の(10)の老人ホームでございます。養護老人ホーム松風園、特別養護老人ホーム桃寿園、ショートステイ、桃寿園デイサービスセンター、稲野・鴻池地域包括支援センター、桃寿園居宅介護支援事業所を複合的に運営する老人ホームでは、各サービスが積極的な連携を図りながら地域包括ケアの拠点施設としての事業運営に取り組んでまいります。平成30年度は夜間の看護師のオンコール体制の強化や、痰の吸引等の特定行為を行う介護福祉士の配置など多様なニーズに対応できる体制づくりに取り組むほか、「抱えない介護」の実践や介護ロボットの活用、認知症ケアの専門職の育成、看取り介護の充実など、サービスの質の向上に取り組みながら、建物設備の老朽化への対応も含め、今後の制度の方向性を見据え、これからのニーズに対応していくことができる施設の機能強化の検討を進めながら、計画的な施設整備に取り組んでまいります。事業実施予定につきましては、17ページ記載の各表のとおりでございます。

次に、17ページに移らせていただき、下段の(11)のケアハイツいたみでございます。ケアハイツいたみでは、地域の医療機関などとの積極的な連携、セラピスト、管理栄養士、介護職、看護師による健康管理など多職種協働による事業運営に取り組みながら、平成30年度は居宅介護支援事業所の設置によるケアマネジメント機能の強化など、在宅復帰支援機能の強化を進めてまいります。また、介護ロボットや福祉用具の活用による「抱えない介護」の推進や、平成30年度はICTの導入によるデータ分析に基づく効果的な自立支援介護の実践、通所リハビリにおいては、リハビリプログラムの充実など、多様なニーズに対応できる事業実施体制の整備に取り組みますほか、地域でのリハビリや介護予防についての講座の開催、地域包括支援センターにおける介護予防活動の支援など、地域に貢献できる取り組みを進めてまいります。

18ページに移らせていただき、小規模多機能居宅介護さくらでは、重度認知症や若年性認知症への対応や、自立支援を目的とした事業所内調理や外出支援など、利用者の地域での生活継続の支援に取り組めます。また、認知症に関する研修等への積極的な参加などにより、適切な認知症ケアを実践できる職員の育成を図り、質の高いサービス提供を行ってまいります。事業実施予定につきましては、18ページ記載の各表のとおりでございます。

以上、平成30年度の各事業につきましては、基本方針でも説明いたしましたとおり、各事業ともに、「地域共生社会の実現」、「自己実現型介護の実践」、「人材の開発」をテーマに、方向を1つにして、重点的な取り組みの実施や事業推進に取り組

んでまいります。

以上を持ちまして、平成30年度の事業概要の説明とさせていただきます。

引き続きまして「平成30年度社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団社会福祉事業区分及び公益事業区分予算」についてご説明をさせていただきます。それでは、本日配布させていただきましたA3サイズのお手元資料「平成30年度資金収支予算総括表(前年対比)」に沿って説明をさせていただきますのでご覧ください。予算全体に関しましては、前年度との対比により、主な増減についてご説明をさせていただきます。まず、社会福祉事業区分、公益事業区分を合わせました「事業活動による収支」でございますが、収入に関しましては、介護保険収入で、17億3,791万円を計上し、前年度に比べ、1,838万1千円の増となっております。これは、平成30年4月1日からの介護報酬改定の影響と、処遇改善加算におきまして、平成29年4月1日から加算Iを取得しておりますが、加算取得の確定が平成29年4月以降であり、前年度である平成29年度予算には反映しておらず、平成30年度予算より計上したことが主な増加の要因となっております。

次に、老人福祉事業収入では、1億209万7千円を計上し、前年度に比べ、112万5千円の減となっております。これは養護老人ホームの措置費の減収によるものでございます。

次に就労支援事業収入では、1,478万円を計上し、前年度に比べ、31万4千円の減となっております。障害福祉サービス等事業収入につきましては1億4,218万7千円を計上し、前年度に比べ、164万7千円の減となっております。これは平成30年度の報酬改定の影響を受けての減となっております。

次に、医療事業収入につきましては、6,404万7千円を計上し、前年度に比べ、544万4千円の増となっております。これは訪問看護の利用者の増が主な要因となっております。

次に、シルバーハウジング生活援助員派遣事業収入につきましては、1,481万2千円を計上しておりますが、これは、伊丹市からの受託事業収入によるもので、前年度と同額となっております。

次に、高齢者在宅事業収入につきましては、1,116万5千円を計上し、前年度に比べ、988万2千円の減となっております。これは主に、伊丹市から受託しておりました高齢者を対象に筋力向上を目的とした体操教室を開催し、高齢者の社会参加を促進することで介護を要する状態となることを予防することを目的としておりました「一般介護予防事業」が、平成29年度をもって終了となり、新たに講師の派遣を主とした「いきいき100歳体操継続支援事業」へ移行したことによるものであります。

次に、経常経費寄付金収入につきましては1万4千円と昨年度と同額を計上しております。

次に、受取利息配当金収入につきましては、111万9千円を計上し、18万1千円の増となっております。これは、運用額及び運用先の再検討などによるもので

あります。

次に、支出に関しまして、人件費支出につきましては14億2,000万9千円を計上し、前年度に比べ、2,009万6千円の増となっております。これは、最低賃金の上昇に伴い賃金改定を行いましたことと、平成29年10月に契約社員の正規化を行ったことが主な要因となっております。

次に、事業費支出につきましては、1億5,064万円を計上し、前年度に比べ、312万8千円の減となっております。これは高齢者在宅収入でご説明しましたが「一般介護予防事業」が終了となったことが主な要因となっております。

次に、事務費支出につきましては、4億2,336万5千円を計上し、前年度に比べ、1,205万4千円の増となっております。これは、平成30年度より事業団職員の制服を一新することを予定しておりますことと、地域包括支援センターにおいて平成30年度に伊丹市により設置される新たな事業の業務の一部を担うことで、業務体制の整備を行うこととなり、従来、地域包括支援センターが担当していた介護予防ケアプランを、市内の居宅介護支援事業所に委託することが主な増の要因となっております。

次に、就労支援事業支出につきましては1,395万円を計上し、前年度に比べ、23万4千円の減となっております。

支払利息支出につきましては、97万5千円を計上しており、前年度に比べ9万2千円の減としておりますが、これはケアハイツいたみ増床建設資金借入支払利息の減によるものです。

以上の結果、事業活動による収支の収入合計は、20億8,944万4千円となり、前年度に比べ1,124万円の増、支出合計は、20億893万9千円となり、前年度に比べ2,869万6千円の増となり、事業活動資金収支差額は8,050万5千円となり、前年度より1,745万6千円の減となりました。

次に、「施設整備等による収支」でございます。収入に関しましては、今年度、計上いたしておりません。

次に、支出に関しましては、設備資金借入金元金償還支出につきましては、公益事業区分で、ケアハイツいたみ増床に伴う設備資金として、福祉医療機構から借り入れております資金の、元金償還414万円を計上しております。

次に、固定資産取得支出につきましては、社会福祉事業区分で2,032万3千円、公益事業区分で1,759万7千円、合わせて3,792万円を計上しております。主なものとしたしましては、老人ホームでは、受電設備の改修工事で689万8千円、廊下照明LED化に250万円、厨房ブラストチラーに124万2千円、荒牧デイサービスセンターでは、ガスコンロの取替工事に67万円、また、ケアハイツいたみでは、ICT化に伴う改修工事で737万円、訪問看護ステーション等では、受電設備工事で408万9千円、給水配管工事で535万8千円となっております。

次に、ファイナンス・リース債務の返済支出につきましては、208万6千円を計上しております。これは、平成26年度に更新しました特浴機器リース料の元金

相当額を計上したことによるものでございます。

以上の結果、施設整備等による収支は、マイナスの4,414万6千円となっております。

次に、「その他の活動による収支」では、収入につきましては、積み立て資産取崩収入におきまして、財政健全化積立金取崩収入で1,107万7千円、備品購入資産取崩収入で737万円、合わせて1,844万7千円を計上しております。

次に支出につきましては、積立資産支出におきまして、退職給与引当積立金で2,958万9千円を計上しております。

以上に、拠点区分間繰入金収入・支出をそれぞれ737万円計上し、その他活動による収支差額は、マイナスの1,114万3千円となっております。

さらに予備費には、100万円を計上しております。

以上により、社会福祉事業区分、公益事業区分の各収支を合わせた当期資金収支差額合計は2,421万6千円となり、前年度に比べ1,618万円の減となっております。

以上をもちまして、議案書1ページから2ページの議案第47号、「平成30年度社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団社会福祉事業区分及び公益事業区分予算」の説明を終わらせていただきます。

ご審議のほど、よろしくお願いを申し上げます。

○議長 説明が終わりました。

この議案について、ご意見ご質問ございませんか。

○武田理事 最初のご説明の予算概要の7ページで、伊丹市社会福祉協議会としましても、地域包括支援センターとしては関係あるのですが、②の事業実施予定の介護予防ケアプラン件数が極端に減っているということで、先ほど予算の方でも説明があったかと思いますが、事務費の支出でケアプランの作成を外部に委託するという話がありました。その部分に関するお話なのかなとは思っているのですが、そのあたりのことと、30年度から伊丹市で新たに始まる認知症初期集中支援チームとの関係の中で、積極的に事業運営を図るといふことの整合性についてご説明いただきたい。

○事務局 当事業団は4圏域において地域包括支援センターを伊丹市より受託運営しておりますが、特に伊丹・摂陽と笹原・鈴原地域包括支援センターが受け持つ圏域につきましては、高齢者人口が他の7圏域と比較しても突出しており、平成30年度は伊丹摂陽に、社会福祉士を1名、笹原鈴原に保健師を1名増員し、併せて、それぞれが認知症初期集中支援チームの業務を一部担うこととなり、そのことにより地域包括支援センターの体制が強化されました。

また、平成30年度は地域包括支援センターが直接担当しておりました介護予防のケアプラン数を原則ゼロにしていく中で、地域包括支援センターに求められる本来の役割や機能を充実させていく伊丹市全体の方針のもと事業を実施していくこと

となりましたので、担当ケース数自体は減っておりますが、その分は先ほど収支の中でご説明させていただきましたように、居宅介護支援事業所への外部委託という方法でケースを担当していくことと、収入の部分でも伊丹市からの委託料が増額されておりますので、これを含めまして伊丹市の方針に沿って、機能強化に取り組んでまいりたいと考えております。

○武田理事　現在4圏域で関わっていただいておりますけれども、今回3名から4名に増員されるのが2箇所ということになっています。天神川・荻野、稲野・鴻池についても予算の部分で件数が減っているのは、市の方針として地域包括支援センターのあり方は3職種がより地域の方に向かっていくという、その方針に合わせているということによろしかったでしょうか。

○事務局　武田理事ご指摘の通りでございます。30年度ですが伊丹市の方での新しい介護保険計画事業の中で先ほどのご説明の中にも出てまいりましたが、地域包括ケアシステムの深化・推進ということで取り組む中で、1つは地域包括支援センターの機能強化ということで、今までのケアプランの作成に係る負担を軽減し、より地域に入っていただき、地域包括ケアシステムを進めていくという取り組みです。一方で認知症初期集中支援チームという、いわゆる認知症に対する対策の強化ということで、その方針を受けて当事業団としてもケアプランにつきましても負担を軽減していく。そして伊丹・摂陽、笹原・鈴原の各包括につきましても、高齢化率の高いところがございますので、併せて認知症対策を進めていくということで、担当を増やして対応をしていくということでございます。

○坂本理事　6ページの所の地域の介護等人材育成事業の中で、30年度から始まる訪問介護事業での、生活援助ヘルパーを育成する生活援助従事者研修を実施するというところで、これについては30年度の開催は1回で受講者数20名となっております。どれほど需要があるか分からない状況ではありますが、20名いればニーズに対応できると見込んでいるということなのでしょうか。

○事務局　今ご質問いただいた件でございますが、今現在この生活援助従事者研修についての詳しい中身が示されていない状況でございます。昨年度の表と比較していただきまして、基準緩和型サービス従事者研修を29年度一定取り組んでまいりまして、回数としましてはその1回分を充てて、生活援助従事者研修で同程度の人数と回数を一旦組ませていただいております。実際に開始しまして、基準緩和型サービス従事者研修もそうでありましたが、想定を上回るニーズがございます場合は、回数を増やすなど年度の中で修正していきたいと考えております。

○坂本理事　基準緩和型サービス従事者研修が29年度3回実施ということで、研修を終えられた方で事業団に所属された方、もちろん全員ではないと思いますが、現在事業団

が行っている基準緩和型サービスの需要に応えられるだけの人数は確保できているのでしょうか。

○事務局 基準緩和型サービス従事者研修を主に実施してまいりまして、その中から当法人の訪問介護事業所に所属していただいているわけですが、現在の中ではその採用者を含めまして対応できております。

○坂本理事 分かりました。次に10ページのデイサービスセンターの平成30年度に基準緩和通所型サービスを開始するということですが、事業団の運営しているデイサービスセンター4か所とも基準緩和通所型サービスを実施するという理解でよろしいですか。

○事務局 ご質問のとおり、まず平成30年4月から4デイサービス共に基準緩和通所型サービスの指定を受けまして事業を開始する予定でございますが、一旦は現在実施している通所介護と併設的な形で事業を開始してまいります。ただ、本来求められております基準緩和通所型サービスというのは、従来の通所介護とは違う機能と役割を求められておりますので、また年度の中で事業の在り方等を含めまして取り組んでまいりたいと考えております。

○坂本理事 基準緩和型の通所サービスというのは、これまで行ってきた通所介護の入浴や食事があるという部分を省いて、通いで過ごしていただけるようなサービスというものであると思うのですが、先ほど併設してというご説明でありましたが、通常行われている介護保険サービスの中の通所介護サービスと同日、同時間に基準緩和通所型サービスを提供されるということでしょうか。

○事務局 時間帯につきましては今、坂本理事の方からお話がありましたように、これまでのような入浴サービスを必要としないサービス内容となりますので、そういった部分と、実際来られてからのプログラムにつきましては、通所介護と違うような工夫をしてまいりますが、ただ一旦スタート時は同日で同じデイサービスセンター内での区分けということで開始したいと考えています。ただ、スペース的なもの、同日同時間帯等課題は認識しておりますので、いずれは目的に沿った事業運営に転換していきたいと考えています。

○坂本理事 訪問看護ステーションについてバイタルリンクの導入による医師との連携の迅速化などに取り組むとありますが、伊丹市でもバイタルリンクの導入については、各医療機関の設置に対しての補助事業として、できるだけ在宅医療を推進していく形での取り組みを進めたいと思っております。事業団では実際に29年度での取り組みとして行われているということですが、実際のバイタルリンクの活用状況を教えていただきたい。

○事務局 バイタルリンクにつきましては平成29年12月15日から開始となりまして、現在は当事業団訪問看護ステーションでは3名の医師の方と連携しております。現在、対象のご利用者数は7名ということになっております。現在の活用内容につきましては、医師との情報の共有のみであり、まだケアマネジャーやヘルパーとの情報共有までには至っておりませんが、今後は多職種と連携を行うことで、リアルタイムで情報共有が可能となり、異常等の早期発見や的確な対応につながるというように考えております。現在は連携している医師もすべての利用者が対象ではなく、ターミナル期や皮膚トラブルのある方、心身の状態が不安定で密な連携の必要な方を対象としております。例えば、皮膚トラブルのある方については写真を添付することで、現状に合った治療の指示をいただくなどといった形での活用もさせていただいておりまして、利用者の状態を現場で文書入力等もできるということ、的確な情報伝達が効率的に行えているという状況でございます。

○坂本理事 ありがとうございます。このICTを活用した在宅サービスというのはこれから広がっていくと思いますし、事業団としても必然的なサービスとして引き続き取り組んでいただければと思います。

最後に予算の所で、その他の活動収支につきまして積立資産取崩収入が合わせて1,844万7千円でその内訳が、備品購入資産取崩収入で737万円と財政健全化積立金取崩収入で1,107万7千円ということなのですが、財政健全化積立金を取り崩すこととなった理由を教えてください。

○事務局 この財政健全化積立金につきましては、遡りますと平成12年度に積み立てた資産であり、積み立て当初は「財政調整金積立預金」として基金積立金ではなく、預金としての積立金となっております。これは平成12年度に介護保険制度がスタートされ、それまでの伊丹市より事業費の補助を受け、清算する方式から、介護保険料をもって事業団の収入とする方式へ移行されました。この際、介護保険収入が、制度上、2カ月遅れて収入となることから、当時、その4月、5月の2カ月分の運転資金として、伊丹市から清算せずに引き継がれたものであったことが判明しました。本来であれば、介護保険収入が計上され、運転資金が確保できた時点で、現金、預金化されるべきものでありましたが、そのまま計上されたままとなっておりますので、今回、取り崩すことで現金預金化し、事業団の運営に使用するものでございます。

○坂本理事 これで財政調整積立金はなくなるということでしょうか。

○事務局 そうでございます。

○坂本理事 総括表を見ていて資金収支差額は2,400万円の黒字ということですが、これは資金収支の表ですので減価償却費等はこの中には入っていませんので、決算を打

った時にどれだけの事業収支になるのかということは、これだけでは見えませんが、とはいいいながら前期末の支払資金残高が4億9,700万ほどあるということは、いわゆる退職手当の引当金や減価償却費とは別に、これだけのキャッシュを持っているということでしょうか。

○事務局 答えから言いますとその通りでございます。そこにつきましては普通預金で持っている形と、修繕積立金と備品等購入積立金も現金として保管して積立金としておりますので、そういうものを含めると4億以上資金残高はございます。

○坂本理事 ということは2,400万円の当期資金収支差額になるということですが、それ以外に建物の老朽化に伴う将来必要な経費も当然留保していかなければならないので、黒字だから喜んでいいという状況ではないと思えるのですが、そのような理解でよろしいでしょうか。

○事務局 その通りで間違いございません。従前で行ってましたら修繕積立金等を積み立てておりました事実がございますが、昨年度、今年度ともその積み立てを予算化していないという所がございます。ただ、固定資産の取得に係るものは、その年度の収入によって、支出の方を行なえているということございまして、現状持っております備品等購入積立金、修繕等積立金につきましては、今後予想されます老人ホームの建替え等に留保しておくということで、現状におきましては修繕費等、更新工事においては当年度で行なえておましてそれで黒字ということになっております。ここが赤字になってくると、当年度の収入をもって支出に充てれないということになってきますので、資金残高が枯渇していくという状況になりますが、現状におきましてはそのような状況にはないということでございます。

○議長 他に何かございますでしょうか。特にないようでございますので、議案第47号「平成30年度社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団社会福祉事業区分及び公益事業区分予算」につきましては、原案どおり決することにご異議ございませんか。

[異議なし]

○議長 それでは、議案第47号「平成30年度社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団社会福祉事業区分及び公益事業区分予算」につきましては、原案どおり決しました。

次に、議案第48号「社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団評議員会日時、場所、議題等の決定について」を議題といたします。

それでは、事務局説明を願います。

○事務局 それでは、議案第48号「社会福祉法人 伊丹市社会福祉事業団 評議員会日時、場所、議題等の決定について」ご説明をさせていただきます。

 議案書の3ページ及び4ページをご覧ください。この議案に関しましては、改正社会福祉法第45条の9第9項の規定で、評議員会の議案は原則、理事会で議決した事項に限られること、及び同条第10項で準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第181条第1項の規定に基づき、理事会にて評議員会の招集日時、場所、議題等を決定しなければならないことから、今回議案として上程させていただいているものでございます。

 はじめに、評議員会の日時等についてですが、平成30年3月30日（金）午後2時から、いきいきプラザ会議室において開催を予定しております。

 次に議案ですが、「平成30年度社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団社会福祉事業区分及び公益事業区分予算」の1件となっております。各案件の内容につきましては、本日理事会でご説明させていただいた通りとなります。

 以上議案第48号の説明とさせていただきます。

 ご審議の程よろしくお祈りを申し上げます。

○議 長 説明が終わりました。

 この件について、ご意見ご質問ございませんか。

 よろしいでしょうか。特にないようでございますので、議案第48号「社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団評議員会日時、場所、議題等の決定について」につきましては、原案どおり決することにご異議ございませんか。

[異議なし]

○議 長 それでは、議案第48号「社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団評議員会日時、場所、議題等の決定について」につきましては、原案どおり決しました。

 本日の議事はこれもちまして終了とさせていただきます。

 事務局から何かありますか。

○事務局 本日は理事会に参加いただきましてありがとうございました。事務局の方からご説明させていただきたい事項がございます。次年度の当事業団の人事異動に伴います施設長等の重要な職員の任免につきましては、本来であればこの理事会において議案として上程し、ご審議していただくところではございますが、職員の派遣をいただいております、伊丹市の人事異動の内示を踏まえることが、当事業団の組織体制には必要となっております。まだ伊丹市の方の人事異動内示の方が出ておりませんことから、3月の理事会は伊丹市の人事異動内示後に行いたい所ではございました。今まででしたらそのように理事会、評議員会を開催していましたが、社会福祉法人の改革に伴います制度の改正によりまして、理事会と評議員会につきましては1週間の間を空けて開催することが義務付けられておりまし

て、今回の理事会におきましても、評議員会開催の1週間前にあたります、本日22日の開催となっております。従いまして、今後伊丹市の人事異動内示が発表され次第、当事業団に関連する人事異動等がございましたら、含まれているか否かを確認の上、もし含まれているようなことがございましたら、それを踏まえ書面決議という形で早急に理事会を開催させていただきたいと考えておりますので、その際にはご協力いただきますようよろしくお願いいたします。

○議 長 理事の皆様におかれましては、円滑な議事の進行にご協力をいただきまして、ありがとうございます。これをもちまして本日の理事会は閉会といたします。

本日はどうも有難うございました。

以上、議長は議事が全て終了した旨を告げ、午前11時に閉会した。
議事を明確にするため、この議事録を作成し、議長及び議事録署名人は署名押印した。

平成 年 月 日

議 長

議事録署名人

議事録署名人

議事録作成者